

〈たいへんお待たせしました〉

# 10月6日に 交通公園 が開園します



(写真) 開園を待つ交通公園

遊びながら、正しい交通のルールを身につけ、交通に関する正しい認識を深めていただくよう、4年前から着工していた交通公園が完成しました。

場所は、大橋のすぐたもと川原で、面積1.12ヘクタール(3.669坪)という、東北一を誇るものです。

公園には、車道、歩道の区別のほか、交通信号、踏切警報機、道路標識、しや断機などが設置されており、近く、自転車やベビーカーも登場する予定になっていますので、子どもたちはもちろん、各町内会にも、大いに活用していただき、悲さんな交通事故を、この大館市内から一掃したいものです

## 〈9月定例市議会から〉

### 23億5,095万円

### になった一般会計

9月定例市議会は、さる9月22日から27日までの6日間にわたって開かれ、提出案件は一般会計補正予算案など22件でした。これを審議の結果、大館市花矢簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例案と、水道事業、病院事業の43年度会計決算の認定を閉会中の審査としたほかは、いづれも原案可決になりました。

今回は、一般会計の補正予算の内容を中心にお伝えしますが、予算、決算以外でできた主なものとしては

- ①茂内屋敷線の道路が市道になったこと(130m)
- ②丁目大火あとに建設する「災害公営住宅」の請負契約を5,723万円でKK伊藤組と締結したこと。
- ③代野団地に「児童館」を建設することになったこと。
- ④市立総合病院の入院特別室の料金がつぎのように改正されたこと。

|           |         |      |
|-----------|---------|------|
| 特別病室      | 1日1床につき | 300点 |
| 2人病室      | " " "   | 50点  |
| 2人病室専用の場合 | 1日につき   | 120点 |
| 4人病室      | 1日1床につき | 8点   |
| 旧2人病室     | " " "   | 6点   |

それでは、1億0139万6,000円を追加(才入才出総額23億5,095万9,000円になった)した才出の主なものをひろってみると、

- 児童館建設工事の追加として 250万円
  - 2丁目大火復旧の貸付金として 1,500万円
  - 道路測こう改良工事費として 600万円
  - グレーダーの購入費として 450万円
  - 市民スキー場整備費として 83万円
  - 曲田線など災害復旧補助事業費として 835万円
  - 餌釣線など8カ所災害単独事業費として 133万円
  - 県道舗装の負担金として 1,088万円
  - 消防施設の拡充(消防車購入)のため 398万円
  - 峠の家建設の追加分として 800万円
- などが、追加の主なものになっています。

## 〔10月の納税〕

### 市(県)民税の3期分

10月31日までです

## 議会の活動

(44.8.17~44.9.15)

### ○教育産業常任委員会

8月18日 新潟県長岡市、富山県高岡市の卸売市場経営実情を現地に視察、調査し、大館市総合卸売市場について、今後の参考とすることにしました。

9月1日 大館市総合卸売市場について、長岡、高岡両市の卸売市場を視察、調査した結果とともに、意見の交換をしましたが、さらに盛岡市中央卸売市場についても視察調査することにしました。

### ○建設水道常任委員会

8月21日 併存災害公営住宅の建設計画について、次回(翌日)にあらためて協議することとし、長木地区の道路関係について、現地を視察、調査しました。

8月22日 併存災害公営住宅の建設計画について、意見を交換しました。

8月25日 上水道事業の現況について、市当局の報告をうけましたほか、水道施設について視察しました。

## 特別清掃地域 が広げられました

市の特別清掃地域が広げられ、清潔な町づくりに一歩前進することになります。

従前から郊外地域を除いた旧大館町地区は、特別清掃地域になっていましたが、近年、郊外の宅地化が進むにつれて、市街地と同じような取り扱いをする必要がでてきたわけです。そのため、特別清掃地域をつぎのとおり広げました(秋田県告示第362号、363号、354号)

この特別清掃地域にはりますと、清掃法によって清潔で明るいまちをつくるための、いろいろな義務を負うこととなりますので、この地域の方々はもちろん、これ以外の地区の方々もごみのない、きれいなまちづくりに、自発的な協力をお願いします。

### 特別清掃地区

- 旧大館町地区………柄沢を除く
- 駅前内の板子石
- 下川沿の片山1区、2区、3区、4区、
- 上川沿の根下戸の一部
- 十二所の大滝1区、2区、軽井沢2区

### 特別清掃地域とは

特別清掃地域とは、人口密度が1平方メートル当たり、おおむね2,000人以上の市街の形態をなしている区域を、清掃法(昭和29年法律第72号)にもとづいてきた地域をいいます。

そして、指定された地域の住民は、所有する建物や土地内の汚物を掃除するなどの義務が課せられます。(住民が負う義務を参照ください)

### 特別清掃地域内の住民が負う義務

- ◆特別清掃地域内の土地または建物の占有者(占有者がいない場合は代理人)は、その土地または建物内の汚物を

を掃除して清潔を保つとともに、便所および汚物容器を衛生的に維持管理しなければなりません。

- ◆特別清掃地域内の土地または建物の占有者は、その土地または建物内の汚物のうち、焼却、埋没等の方法により、自ら処分できる汚物は、自ら処分するようにつとめなければなりません。

また、自ら処分できない食物の残廃物やその他のごみは、各別の容器に集めるなど、市が行なう汚物の収集および処分に協力するよう、つとめなければなりません。

- ◆多量の汚物をはい出したり、特殊の汚物をはい出したりするときは、自家処分を命じられることになります
- ◆汚物の不法投棄には重い罰則がかかります。
- ◆ふん尿を肥料として使用する際の使用方法が制限されます。

◆このほか、特別清掃地域以外であっても、公園、広場川などの公共の場所を汚すと、法によって3万円以下の罰金または拘留に処せられますから、公共の場所には絶対に汚さないようにしてください。

### きれいなまちづくりは正しい「ごみの出し方」から

- ごみは必ず「ポリ容器」に入れ、キチンとふたをして出しましょう。
- カラになった容器は、すぐ引きとりましょう。
- ごみ容器は、きまった時間に、きまった場所に出しましょう。

○台所から出る食物のくずは、水分をよくきってからごみ容器に入れましょう。

○燃えないごみの収集日はつぎのとおりです。

この日以外は出さないようにしましょう。

※旧大館地区 毎月 第1・第3水曜日

花岡地区(大森、鳥

内、繁沢土目内、二井山を除く)

※その他の地区 毎月 第2・第4水曜日